

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 15



法人の管理運営を円滑にするポイント③

<従来の慣行と責任役員(会)の適合が肝要>

宗教法人の行事の後には必ず総代世話人の集まりをもち、ここで総代等が抱えている問題を出し合っ、ここで決めたことを必ず議事録に残しておくということを、ある方から聞きました。

この方は、昔からの慣行を宗教法人法や法人規則で要求される手続に如何にして適合させるかということに苦勞されたそうです。代表役員になった頃は、世話人会が最高の意思決定機関の如き状態であって、責任役員(会)のことを話そうものなら、それこそ血相を変えて怒る人もいたということです。責任役員のなかには、他の宗教法人の代表者もいますから、そのような部外の人意見をきく必要はないということのようです。

●議事録を作成すること

そこで総代・世話人会を開いた時に、面倒でも世話人会の議事録、総代会の議事録を作成し、最後に宗教法人法が要求している責任役員会の議事録をつくり、それぞれに毎回署名人を決めて、代表役員が署名捺印してもらっているということです。もちろん他の宗教法人の代表者である責任役員(会社では、社外取締役)に相当する)にも必ず出席してもらっているとのことでした。

そして、時とともに責任役員(会)が最終的に決めるという宗教法人のシステムもだんだんと理解されてきたそうです。

●普段の交流こそ管理運営の要諦

議事録を作成するという事は、決まったことを後日のために明確しておくということから、特に寺院の総代(会)や世話人(会)等では欠かせません。会議になれていない為、決まったことをむし返す人がいるから堂々巡りになってしまいがちです。

会議を開催するといっても役所や大会社のようにビジネスライクに行うわけではなく、食事をしながらとか、酒を飲みながらとかいったものです。重要案件を決めるまでは酒肴を出さないのは当然のことながら、後で酒が入ると何を決めたのか確認できなくなってしまうこともあります。かといって会議を終えたら「はい解散」というわけにもいかないでしょう。地方によっても異なりますが、酒肴が楽しみだという人達は結構多いものです。誤解をおそれないでいえば、そういった人間関係を作り上げることこそ法人の管理運営の要だともいえるからでしょう。

●慣行に合わせながら

特に無住のお寺や神社へ新しく住職や神官が赴任されると、それまで総代や世話人によって運営されていた慣行と、宗教法人法や法人規則との間で板ばさみになって苦勞されている方が多いようです。

宗教上の規則・規律・慣習・伝統は、法令や規則や宗制に制限されることになっていますが(宗教法人法第18条5号)、だからといって、すぐさま従来の慣行を無視して事を運ぼうとすると、これまた紛争の種になるということも考えられます。ですから「住職3年ものいわず」という嘆きの言葉も生まれました。先程に例を挙げた方の話は、それをうまく解決する方法を示唆してくれていると思います。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩